

保険料の計算例(例2)

夫の年金収入は212万円であることから、公的年金控除(110万円)後の所得は102万円。さらに公的年金の場合、15万円の控除があることから、軽減判定の対象となる所得は87万円。

妻の年金収入は148万円であることから、公的年金控除(110万円)後の所得は38万円。さらに公的年金の場合、15万円の控除があることから、軽減判定の対象となる所得は23万円。

※公的年金等の収入金額が125万円を超える方が2人いるため、給与所得者等の数を2人として軽減判定を行う。

世帯主及びその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額は

計算式: 夫(世帯主)の所得(87万円) + 妻の所得(23万円) = 110万円

よって、

軽減割合	判定	軽減
7割軽減	110万円 > 基礎控除額(43万円) + (2-1) × 10万円	×
5割軽減	110万円 ≤ 基礎控除額(43万円) + (2-1) × 10万円 + <u>30.5万円</u> × 2人	○
2割軽減	110万円 ≤ 基礎控除額(43万円) + (2-1) × 10万円 + <u>56万円</u> × 2人	○

となり、

均等割額の5割軽減となります。